

公 告

契約担当官
陸上自衛隊富士学校
会計課長 北川 陶



下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項を承知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

件名	規格	数量	単位	履行場所	履行期間
296号食堂 エレベータ保 守点検	仕様書 のとおり	1	ST	仕様書のとおり	仕様書のとおり

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」で関東・甲信越又は東海・北陸地域の資格を有する者であって、「A」、「B」、「C」、「D」等級に格付けされた者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (8) 件の役務に必要な建設業等の許可を有し、許可を受けていることを証明する書類を提出すること。

3 契約条項等を示す場所

- (1) 陸上自衛隊富士駐屯地 富士学校会計課契約班
- (2) 富士学校ホームページ

4 入札執行の日時場所

- (1) 場 所：陸上自衛隊富士駐屯地 本部庁舎B1F 入札室
- (2) 日 時：令和8年3月3日(火) 10時00分

5 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金：免除。

但し、落札者が契約を結ばないときには入札金額に消費税相当額を加えた金額の5/100に相当する額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免除。

但し、契約者がその契約を履行しないときには契約金額の10/100以上を違約金として徴収する。

6 入札の無効

(1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

(2) 入札に関する条件に違反した者の入札

(3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい入札

(4) 電話、電報又はFAXによる入札

(5) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札

(6) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合

7 落札決定方式

総額により、予定価格の制限の範囲内における最低金額で応札したものを落札者とする。ただし、落札者となるべき最低応札者が2人以上ある場合はくじにより決定する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 契約書の要否

契約金額が250万円を超える場合は、契約書を、100万円以上250万円以下の場合は請書を作成する。但し、官側が特に示す場合又は契約者の申し出により、契約書等を作成する。本入札にあたり、契約書を作成する場合に使用する条項については、駐屯地用標準契約書に示す条項のうち下記のとおりとする。

(1) 役務請負契約条項

(2) 談合等の不正行為に関する特約条項

(3) 暴力団排除に関する特約条項

9 その他

- (1) 第2項(3)に示す資格審査結果通知書(写)を入札開前日までに提出すること。
- (2) 入札者が代表者の代理の場合、入札時に委任状を提出すること。
- (3) 本件入札においては郵便入札を可とする。
再度入札は1回までとする。ただし、郵便等により参加者が入札に立ち会っていない場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 日 時：令和8年3月9日(月)15時00分
イ 場 所：陸上自衛隊富士駐屯地 本部庁舎B1F 入札室内
- (4) 郵送は事前の持参により入札に参加する場合は、入札書を内封筒に入れ表に入札件名、入札日時及び「入札書在中」と朱書きにより明記すること。また、発送等した者の責により、令和8年3月2日17時00分までに、到達していることを確認すること。
- (5) 入札及び契約心得を承知の上、入札に参加すること。
- (6) 問い合わせ先
静岡県駿東郡小山町須走481-27
陸上自衛隊富士学校 総務部会計課契約班 小久保
TEL：0550-75-2311(内線2233)
FAX：0550-75-2445(直通)
- (7) 公告掲載場所
陸上自衛隊富士学校総務部会計課掲示板
陸上自衛隊富士学校ホームページ
(<http://www.mod.go.jp/gsdf/fsh/fin/keiyaku.htm>)
- (8) メールアドレス
cont_fin-adm-fsh@inet.gsdf.mod.go.jp

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
エレベータ保守点検		FS-Z210011	
		作成	令和6年1月12日
		変更	
		作成部隊等名	富士学校管理部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊富士駐屯地内において実施するエレベータ保守点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2及びGLT-CG-Z500002の1.2及び建設保全業務共通仕様書 最新版による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

○仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

建設保全共通仕様書 最新版

2 保守点検に関する要求

2.1 保守点検の種類

点検、整備等の種類については調達要領指定書により指定する。

2.2 保守点検対象エレベータ規格及び数量

点検、整備品の機器、建物番号等は、調達要領指定書により指定する。

2.3 点検項目、内容、周期

点検項目、内容、周期については調達要領指定書により指定する。

2.4 場所

- a) 静岡県駿東郡小山町481-27陸上自衛隊富士駐屯地内
- b) 細部については調達要領指定書により指定する。

2.5 実施予定日等

実施予定日等については調達要領指定書により指定する。

2.6 実施要領等

- a) 契約締結後、監督官と協議して作業工程表を作成し、監督官に提出する。
- b) 作業不能日
 - (1) 定期点検は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を作業不能日とする。
 - (2) 定期点検の作業時間は、（8時30分）～（17時00分）とする。ただし、これを越える時間については、監督官と協議するものとする。
 - (3) 上記2項は故障等に伴う臨時点検作業を除く。

3 一般的要求事項

- a) 本役務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（最新版）及び事項に定めるところにより適正に行うこと。
- b) 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室監修の建築保全業務報告書作成の手引き（最新版）に基づき点検結果報告書を提出すること。
- c) 本役務で使用する電気、水道、役務に必要な工具及び器材類等は、請負者の負担とする。
- d) 請負者は、現場管理者を指名し、関係法令に従って工程管理及び役務に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に火災、盗難、その他災害の防止に十分な注意を払う。又、役務実施場所においては、常に整理整頓に心がけ、危険個所の点検を行う際の事故防止に努め、監督官の指定した場所以外に立ち入らないこと。
- e) 発生材のうち金属類は所定の様式とともに監督官の指示する場所へ搬入する。

- f) 請負者は、施設及び物品に損傷を与えないように必要な養生を施すものとする。
やむを得ず施設及び物品に損傷を与えた場合はすみやかに監督官に報告するとともに速やかに復旧する。この場合における復旧費用並びにその被害による損害補償は請負者の負担において行う。

4 特記事項等

特記事項等については、調達要領指定書による。

5 提出書類

a) 次の各項を記載した保守点検計画書

- ・局地的緊急対応体制
- ・役務期間中の点検予定日
- ・緊急連絡体制
- ・故障時の対応要領
- ・部品供給体制
- ・その他

b) 打合せ簿

c) 現場代理人指名通知書

※点検に必要な資格を有する者とし、その写しを添付

d) 点検報告書

- (1) 定期及び臨時点検報告書（様式随意）
- (2) 定期点検（法定点検）報告書

e) 写真（サービス版カラー）

※修理及び交換を要する個所その他監督官の指示する個所を撮影し、A4S版（サービス版）に整理し提出する。

f) その他提出要領については、調達要領指定書により指定する。

6 留意事項

- a) 施設利用者及び自己の作業員の安全管理について万全を期するものとする。
- b) 本役務実施場所は執務中の庁舎であることを考慮し、監督官の指示に従い実施すること。

7 仕様書等に関する疑義

請負者は、図面・仕様書との内容に相違がある場合や、明示のない場合及び疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

8 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、契約の相手方は定期並びに臨時のエレベータ保守点検作業後、監督官に作業報告書（様式随意）を提出する。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	6KS81A50012
	調達要求年月日	令和8年1月19日
	作成部課	富士学校管理部
	作成年月日	令和8年1月19日
品名	296号食厨エレベータ保守点検	
仕様書番号	FS-Z210011	

指定事項：

2 保守点検の種類に関する要求事項

2.1 保守点検の種類

保守種類：POG

2.2 保守点検対象エレベータ規格及び数量

保守点検対象エレベータの規格及び数量は、表1による。

表1－保守点検対象エレベータ規格及び数量

場所	規格	数量	備考
296号 食厨	製造所：シンドラーエレベータ株式会社 型式：F-100-2S30 2停止 形式：荷物用 積載量：1,000kg 定格速度：30m/min 安全装置：インターホン 運転制御：停電時・地震時	2基	

2.3 点検項目、内容、周期

- a) 保守点検対象エレベータの点検項目、内容は、建設保全業務共通仕様書 最新版、7. 2. 5項、ロープ式エレベータ（マイコン制御）を適用する。

周期は、周期Aに加えて人事院規則の適用を受けるエレベータを適用する。

- b) 保守点検対象エレベータの点検時期は、表2による。

表2－保守点検対象エレベータ点検時期

項目・時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1カ月点検	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3カ月点検			○			○			○			○
6カ月点検						○						○
1年点検						○						

凡例

○：実施項目を示す。

2.4 場所

別図による。

2.5 実施予定日等

- a) 実施予定日は令和8年4月1日～令和9年3月31日
- b) 保守点検対象エレベータの現地点検に伴い、保守点検対象エレベータが停止する作業は、事前に監督官と協議のうえ実施すること。
- c) 保守点検対象エレベータに異常が発生した場合、現地点検を実施すること。この際、監督官の求めに応じるほか、監督官へ実施予定時期を通知すること。

4 特記事項

a) 故障時緊急時対応

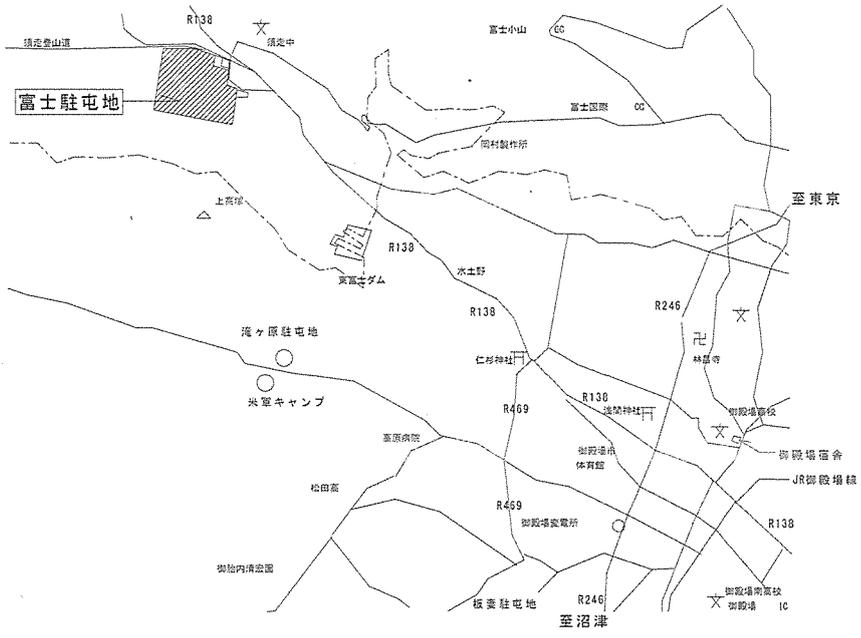
故障時緊急対応については365日24時間対応とする。

b) 点検作業は1基ごととし、他のエレベータを使用可能な状態で実施する。点検実施エレベータは、その旨を表示しエレベータ利用者へ周知すること。

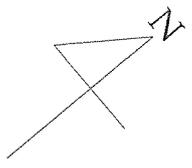
5 提出書類

当該役務に必要な書類の提出先は、契約担当官が指定する監督官へ速やかに提出すること。また、別途費用を要する異常が発生した場合、修理見積書を添えて監督官へ提出する。

2.4 場所 別図

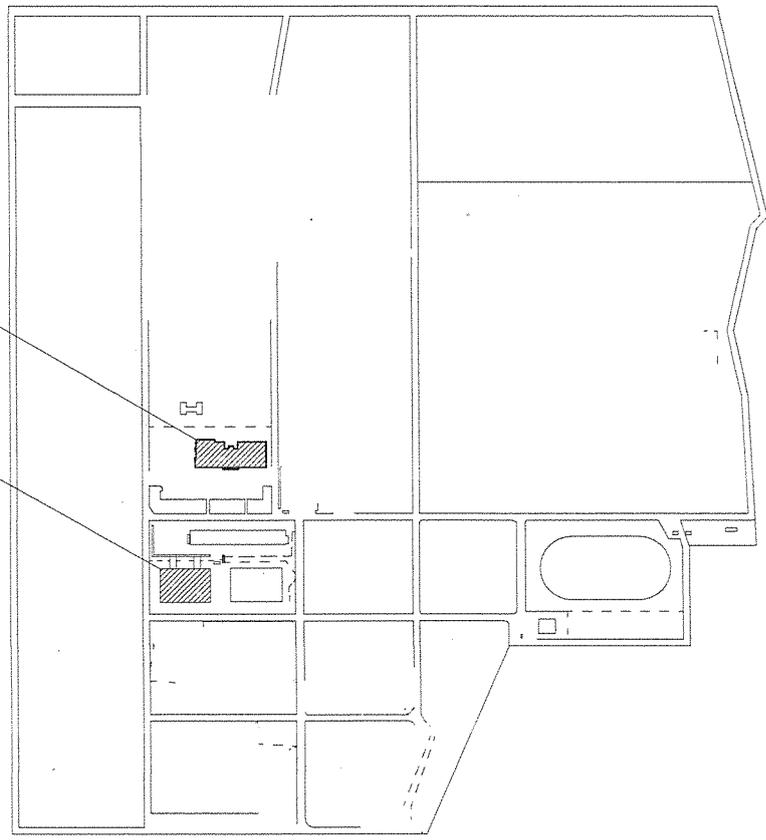


案内図 S = 1 : X



調整先：管理部営繕課

296号 食厨



配置図 S = 1 : X

入札書 E12(令和8年度)

契約担当官
陸上自衛隊富士学校
会計課長 北川 陶子 殿

¥ (税抜)

内 訳

件名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
296号食堂エレベータ保守 点検	仕様書のとおり	ST	1			

総額 (含梱包運賃税) 消費税は別途
履行期間 仕様書のとおり
履行場所 仕様書のとおり

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ入札見積もり致します。

また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約致します。

令和8年3月3日

住所
会社名
代表者名

市場価格調査書(2月20日までに提出してください)
詳細な内訳書の提出をお願いします。

特に労務費と材料費は別々をお願いします

(消費税及び地方税を含まない)

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
296号食堂エレベータ保守点検	仕様書のとおり	ST	1			

契約担当官

陸上自衛隊富士学校

会計課長 北川 陶子 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名